

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ（以下「当法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、当法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、定款に定める職務を遂行する。

(理事等の協力)

第4条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は事務局の責任者はこれに協力するものとする。

(会議への出席)

第5条 監事は、総会に出席し意見を述べることができる。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めることができる。
- 3 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監査報告書)

- 第6条 幹事は代表理事から事業報告書及び財務諸表等を受領し、これらの書類について監査し、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、前項の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和7年12月19日から施行する。（令和7年12月19日理事会決議）。